

松下国際財団 研究助成 研究報告

【氏名】 伴 ゆりな

【所属】 お茶の水女子大学大学院 人間文化研究科

【研究題目】 近代日本の国家制度・皇室制度と東アジア

【研究の目的】

本研究は、明治以降に創出・整備された日本の国家制度・皇室制度が、東アジア各地域の国家制度・皇室制度との間にいかなる相互関係を有していたかを明らかにすることを目的とする。

具体的な対象として、第一に、韓国について、1910年に実施された韓国併合後、韓国の旧皇族が日本の制度内部に包摂され、王族・公族という特殊な階級に位置づけられた経緯と、その包摂にともなう国内の葛藤や制度的変革を分析する。第二に、日本が建国と国家経営の実権を掌握していた「満洲国」について、日本がどのような国家像を理想として国家制度・皇室制度を整備しようとしたのか、いかなる二国間関係を築こうと試みたのかを検討する。

【研究の内容・方法】

本研究では、日本と植民地朝鮮・日本と「満洲国」の関係に着目し、第一に韓国について、(1)併合にともなう韓国皇室の解体に際し、旧韓国皇族を日本の制度内部に位置づけることとなり、国内において葛藤が生じたこと、(2)皇室間の婚姻という従来日本に存在しなかった国際的関係を誘引したこと、(3)それによって日本の国家制度の基礎の一部を担っていた皇室典範に増補が加えられたこと、(4)1926年に制定された「王公家軌範」によって旧韓国皇族は最終的に日本の皇族に準じるものとされたことに着目する。これらの問題は従来の研究では個別に取り扱われる傾向にあったが、本研究では一貫した流れとして捉え、長期的な視点から分析することにより、日本国内における韓国皇室に対する認識の対立と、旧来の制度を保持するための方法論の対立を解明する。史料には「平沼騏一郎関係文書」に所収されている法制整備関係の史料を中心に用いた。

第二に、「満洲国」について、(1)皇帝溥儀を頂点とする国家制度が創出されたことと、(2)皇帝権威と天皇との関係の変遷に着目する。「政府組織法」「組織法」などの「満洲国」の国家制度の基礎となる法は、大日本帝国憲法を下敷きに作成され、皇帝に関する規定は天皇をモデルとして記述された。人心掌握の面でも日本で実施されていた行幸などの手法が採用され、皇帝が崇拜の対象となるべく画策された。このように高められた皇帝権威が国内統治や友好的外交関係の演出に用いられながら、次第に天皇権威の下に失墜していく経緯を、各時期の詔書・教育政策・宗教政策の変遷から読み取る。史料として、関東軍司令官と溥儀の会見録や、「満洲国」内各組織によって発行された文献を中心に用いた。

【結論・考察】

国家解体をともなう韓国併合は、併合された韓国だけでなく、日本の国家制度・皇室制度にも変更を要求するものであった。それゆえ、国内において旧韓国皇族をどの程度高位に位置づけるべきかという問題と、可能な限り既存の制度を維持するにはいかなる法的変更を加えるべきかという問題が、併合から15年以上の長期にわたって吟味され続けたのである。

植民地として包摂された韓国とは異なり、独立国家として建国された「満洲国」においては皇帝権威の高揚の手法が模索され、天皇を頂点とする日本の国家制度をモデルに皇帝像が創出された。類似の国体をもつ国家として皇室との間に比較的対等かつ友好的な外交が演出された日満関係は次第に変質し、1940年代には皇帝権威は天皇権威の下位にあるものとして扱われるようになった。

以上のように日本の国家制度・皇室制度は、一方では制度上の包摂によって、他方ではいわば制度の輸出によって、東アジアと特殊な相互関係を有していた。今後はこの2地域の研究に加えて台湾などの他の東アジア地域について検証することにより、日本と東アジアとの関連を包括的に捉える見通しである。